

## おおい町安全運転サポート車購入費補助金交付要綱

〔 令和6年4月1日  
告示第107号 〕

(趣旨)

第1条 この告示は、サポートカー限定免許を取得又は条件変更し、かつ、自家用自動車として安全運転サポート車を購入した満年齢65歳以上の町民に対し、その購入経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、おおい町補助金等交付規則(平成18年おおい町規則第32号)及びおおい町防災安全課所管補助金等交付要綱(令和2年おおい町告示第136号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サポートカー限定免許取得者 道路交通法(昭和35年法律第105号)第91条の2第1項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第18条の6の規定により、申請により運転することができる普通自動車の種類を限定する条件を付与又は変更した者をいう。
- (2) 事業用自動車 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車(自動車リース事業者が貸渡しを行う場合を含む。)をいい、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定により交付される自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)の「自家用・事業用の別」欄が「事業用」であるものをいう。
- (3) 自家用自動車 事業用自動車以外の自動車をいい、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄が「自家用」であるものをいう。
- (4) 安全運転サポート車 対歩行者衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、車線逸脱警報及び先進ライトの機能を搭載した自家用自動車(サポカーSワイド対応車両)をいう。

(補助対象者)

第3条 この告示の規定により補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年4月1日以降に、車両販売事業者から安全運転サポート車を購入した者
- (2) 安全運転サポート車購入年度の3月31日における年齢が65歳以上の者であつて、本町に住民登録がなされているもの

(3) 購入した安全運転サポート車の自動車検査証に記載されている「使用者の氏名又は名称」と同一である者

(4) 有効期限内のサポートカー限定免許取得者

(補助の内容)

第4条 町長は、補助対象者が行った安全運転サポート車の購入に要した経費に対して、補助金を交付する。ただし、本町を除く国その他の機関等から補助金が交付される場合、その同額を差し引いた経費を補助対象とする。

2 前項の交付は、補助対象者1人につき、申請年度において1回を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表における車の種類、車両販売事業者の所在地の区分に応じそれぞれ補助金額欄に掲げるとおりとする。ただし、前条の規定による補助対象経費が当該補助金額を下回る場合は、その経費と同額を補助金額とする。

車の種類	車両販売事業者の所在地	補助金額（上限額）
普通自動車・小型自動車	町内	10万円
	町外	5万円
軽自動車	町内	5万円
	町外	2万円

(交付申請)

第6条 第4条第1項に定める補助金の交付を受けようとする者は、おおい町安全運転サポート車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 安全運転サポート車販売証明書（様式第2号）

(2) 購入した安全運転サポート車の自動車検査証の写し

(3) 運転免許証の写し

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、おおい町安全運転サポート車購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条により補助金の交付決定を受けた者は、おおい町安全運転サポート車購入費補助金請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第9条 第7条により補助金の交付決定を受けた者は、補助対象車両を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める間、交付の目的に反した使用、譲渡、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象車両を処分するとき。
- (2) 病気等の事由により補助対象事業者の運転が困難になったとき。
- (3) 運転免許証を返納したとき。
- (4) その他補助対象車両を処分することに相当の理由があるとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって交付決定を受けたとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条の規定により交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。